

令和4年3月号 回覧



七尾だより



発行所

益田警察署
所在地

TEL 22-0110

クロスボウは**所持禁止・許可制**になります！

銃刀法の一部を改正する法律が令和4年3月15日に施行され、今後、**クロスボウの所持が原則禁止・許可制**になります。

改正法が施行された後、6カ月経過する日(令和4年9月15日)以降も、不法に所持した場合、罪に問われます！

(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

重要

●みなさんにして頂きたいこと●

重要

クロスボウが自宅等にある場合は、**必ず益田警察署に申し出て**ください。警察において**無償**で廃棄を受け付けています。

春は環境の変化や解放感などから、子供達が非行に走ったり、事件事故に巻き込まれることがあります。特にインターネットに関するトラブルも多く発生することから、子供のインターネット利用に関心を持ってください。

ご存じですか？

～ペアレンタルコントロール～

ペアレンタルコントロールは、子供のスマートフォンやタブレット、ゲーム機の利用状況を保護者が把握したり、安全管理を行ったりする仕組みです。プレイ時間の制限・調整課金等の管理、ネットワーク利用の制限、年齢区分のチェックを行うことが可能です。

そのためには、親子で話し合い、ルールを決めて守るフィルタリングを設定するなど心がけましょう。

島根県警では、リアルタイムで防犯に役立つ情報を配信しています。

右のコードを読み取るか、

m-mikopi@xpressmail.jp

へ空メールを送信して、手続きしてください。



子供たちに携帯電話を持たせる前に



まんが 柏屋コッコ

カラー版はこちら : <http://www.pref.shimane.lg.jp/police/kakusho/masuda/kohosh>